

介護用品の助成券を交付しています

寝たきりや認知症など心身の障がいのため介護用品を在宅で使用している方に、介護用品の購入に使える助成券を交付しています。

助成券の交付額

60歳以上の方または
要介護認定のある方の場合

- ① 市民税非課税世帯で要介護4、5相当の方
月額5,000円
- ② 市民税非課税世帯で①以外の方
月額3,000円
- ③ 市民税課税世帯の方
月額1,000円



助成券で
購入できる介護用品

紙おむつ、尿とりパット、
清拭剤、ドライシャンプー、
おしり拭き、介護シート、
使い捨て手袋、リハビリパンツ

※助成券は、市内の協力店でのみ
お使いいただけます。

タクシー・バス、ガソリンの助成券を交付しています

市では、介護保険要介護・要支援認定を受けている方や75歳以上でひとり暮らしの方、また障害者手帳の交付を受けている方などの外出を支援するために、タクシー・バス利用助成券やガソリン助成券を交付しています。

対象者

市内にお住まいで、市民税が非課税の世帯の方のうち、次に該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者
 - ② 満75歳以上でひとり暮らしの方
 - ③ 満70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯で生活する満75歳以上の方
 - ④ 身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級・2級、視覚障害1級・2級、呼吸器機能障害1級の方
 - ⑤ 療育手帳所持者のうちA1・A2判定の方
 - ⑥ 身体障害者手帳所持者のうち1級・2級(④に該当する方以外)の方または肢体不自由3級の方
- ▼精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級・2級の方

助成額



《タクシー・バス利用助成券》

- 対象者のうち①、④の方
月額2,000円分
- 対象者のうち②、③、⑤の方
月額1,500円分

《ガソリン助成券》

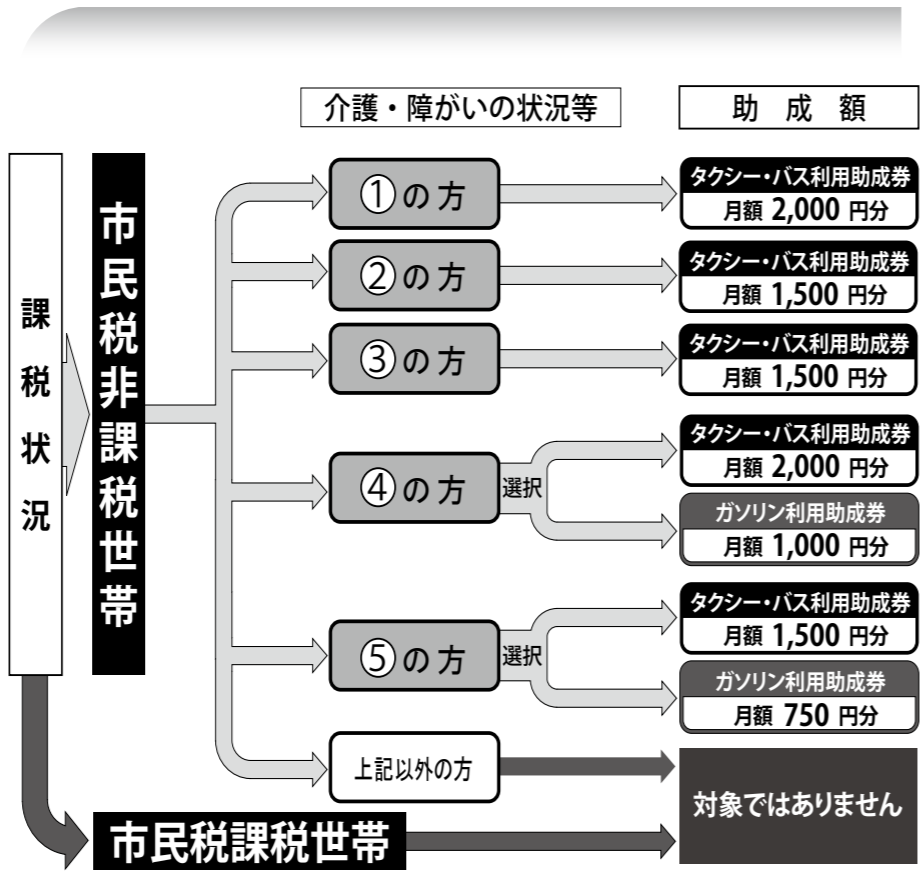
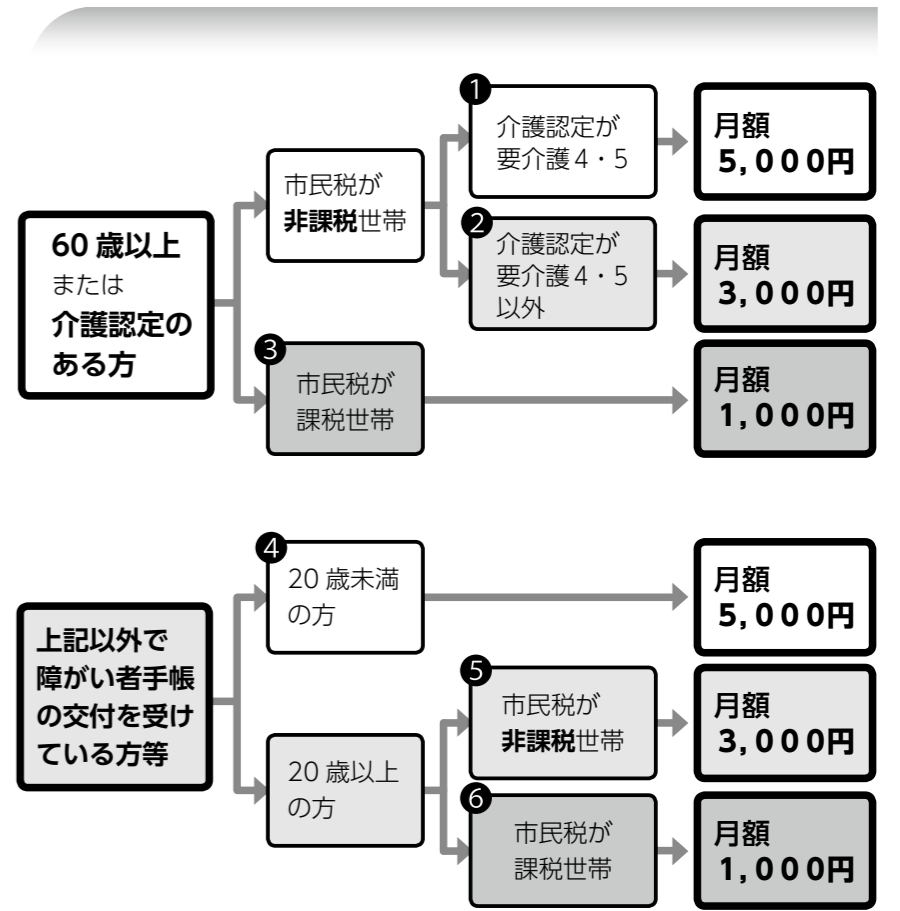
- 対象者のうち④の方
月額1,000円分
- 対象者のうち⑤の方
月額750円分

※④、⑤の方は「タクシー・バス利用助成券」または「ガソリン助成券」のうちどちらかを選んでいただきます。

申請方法

民生委員、市保健師または居宅介護支援事業所で申請書所定の欄に確認を受け、長寿介護課、障がい福祉課または各保健センター(朽木地域は朽木支所)へ提出してください。

問 ①②③に該当する方…
長寿介護課 ☎(25)80209
障がい福祉課 ☎(25)85116



申請方法

要介護・要支援認定を受けている方は介護保険の被保険者証と印鑑を、障がいのある方は障害者手帳と印鑑をお持ちのうえ、長寿介護課、障がい福祉課または各保健センター(朽木地域は朽木支所)で申請してください。

問 ①②③に該当する方…
長寿介護課 ☎(25)80209
障がい福祉課 ☎(25)85116